

香南市

基礎情報

【人口】 32,961 人 【世帯】 12,953 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

ひとり親世帯数 289 世帯（平成 22 年）（平成 22 年国勢調査）（香南市子ども・子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）より）

概要

○従来、ひとり親家庭向けの医療と児童扶養手当等の手続きを行う窓口（ひとり親家庭医療制度の手続きは市民保険課、児童扶養手当等は福祉事務所）が 2 か所あり、同じ敷地にあるものの建物は別々であった。そのため、窓口がわからない等の理由で、必要な手続きがきちんと終了しないケースが生じていた。そこで、庁内で「ひとり親家庭支援制度一覧連絡票」を作成し、職員が受付を行った場合には受付印を押す方法により、ひとり親家庭による手続き漏れがないようにする取り組みを行っている。

（1）連絡票により手続き漏れが生じないようにするための取り組み

香南市では、ひとり親家庭が手続きを行うための窓口（ひとり親家庭医療制度の手続きは市民保険課、児童扶養手当等は福祉事務所）が 2 か所あり、同じ敷地にあるものの建物は別々であった。このため、職員がひとり親に、もう一方の窓口の案内をして、手続きの漏れが生じないように心掛けている。それでも、窓口がわからない等の理由で、手続きがきちんと終了しないままになってしまうケースが生じていた。

そこで、ひとり親家庭を対象とした制度とその内容、担当課の受付印などの欄からなる「ひとり親家庭支援制度一覧連絡票」を作成した。ひとり親の方が、いずれかの窓口に来ると、この一覧表を渡し、受付印が押されてはじめて手続きがすべて終了することを伝え、手続き漏れが生じないようにしている。

受付印は担当課の職員が押印することとしており、受付印が押されていないければ、他の職員が見ても手続きがすべて終了していないことが一目でわかる仕組みになっている。

ひとり親家庭支援制度一覧連絡票

ひとり親家庭の方へ

ひとり親家庭の方に対する制度として、次のような制度があります。受給するためには申請が必要ですので、該当になるとと思われる方は、必要なものをご確認のうえ、各担当課まで手続きにお越しください。

ひとり親家庭医療及び児童扶養手当は、必要書類がすべてそろったうえで、申請があった日の翌月から支給開始になりますので、ご注意ください。

制度	対象	助成範囲・支給額	手続きに必要なもの	担当課
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の母または父等と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童） 所得税の非課税世帯または世帯の総所得額が200万円以下 	保険診療の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の健康保険証 印鑑 戸籍謄本 (本籍が香南市にある場合は不要) 所得課税証明書（詳細なもの） 1月から5月までに請求する人→前々年の所得 6月から12月までに請求する人→前年の所得 *該当になる年の所得が香南市で確認できる場合は不要。 	市民保険課 ひとり親医療係 
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭や父または母が身体や精神に重い障害があるときなどに、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童又は一定の障害がある場合は20歳未満の児童）の母または父または養育者に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈手当月額〉 ・全額支給 42,330円 ・一部支給 2人目 42,320円～9,990円 3人目以降 6,000～3,000円加算 *申請者及び同居所地に居住する扶養義務者の所得制限あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（申請者及び対象児童） *本籍が香南市にある場合は不要 児童手当所得証明書 1月から6月までに請求する人→前々年の所得 7月から12月までに請求する人→前年の所得 *該当になる年の所得が香南市で確認できる場合は不要。 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳） 口座のわかるもの（通帳）・印鑑 その他、世帯状況により必要書類があります。 	福祉事務所 社会福祉係 (のいちふれあいセンター内) 
自立支援教育訓練給付金	<ul style="list-style-type: none"> 父子家庭の父（平成25年4月から）及び母子家庭の母が、自立のために資格や技能を習得するための講座受講料の補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の加入期間がある場合はハローワークでの申請が優先。（ハローワークで対象にならない場合は、福祉事務所へ） ・講座は、厚生労働大臣が指定した講座で、受講料が12,001円以上の講座が対象。 ・補助額：受講料の60% ・講座開始前の申請が必要 		
高等職業訓練促進給付金	<ul style="list-style-type: none"> 父子家庭の父（平成25年4月から）及び母子家庭の母が、自立のために資格や技能を習得するための生活費の補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の資格を取得するため、1年以上の長期訓練を受講する場合、修業期間の生活費を補助。 平成24年度以降に修学を開始した方の支給期間は、3年を限度とする。 非課税世帯：月額100,000円 課税世帯：月額70,500円 ・入学支援修了一時金（修了後に交付） 非課税世帯：50,000円 課税世帯：25,000円 		

□案内済み

□案内済み

《お問い合わせ先》 市民保険課 0887-57-8506 / 福祉事務所 (のいちふれあいセンター内) 0887-57-8509

出典) 香南市資料

以上